

渋川市工場設置奨励条例施行規則

平成22年 1 月 1 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、渋川市工場設置奨励条例（平成18年渋川市条例第174号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場の新設 市内に既存の工場がなく新たに工場を設置すること、又は既存の工場を廃止し、市内の他の場所に新たな工場を設置することをいう。
- (2) 工場の増設 市内に工場を有するものが、既存の工場を拡張するため施設を新たに設置することをいう。
- (3) 投下固定資産額 工場の新設又は工場の増設をするために取得した固定資産で、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条の規定により固定資産税課税台帳に登録された価格をいう。

(奨励措置)

第 3 条 条例第 3 条の規定による奨励措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場設置奨励金 工場設置奨励金の交付期間に賦課される固定資産税（都市計画税は含まない）相当額とし、限度額を500万円とする。
- (2) 雇用促進奨励金 工場において新規雇用した本市に居住する従業者のうち、事業開始の日から6ヵ月以上継続して雇用された人数に10万円を乗じて得た額とし、限度額を500万円とする。

2 条例第 3 条の規定による奨励措置の施設整備は、工場の新設に関連する道路、河川及び排水路等で市長が必要と認める施設の整備をいう。

(指定基準)

第 4 条 条例第 4 条の規定による奨励措置に該当する工場として指定する場合は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 工場の新設については、投下固定資産額が5,000万円以上であること、工場の増設については、増設部分の投下固定資産額が3,000万円以上であること。
- (2) 常時雇用する従業者の数が15人以上であること、又は5人以上を従業者と

して新規雇用すること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(指定の申請)

第5条 指定を受けようとする者は、操業開始後1年以内に指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工場の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、指定する場合は工場指定書(様式第2号)を、指定を行わない場合は工場不指定書(様式第2号の2)を当該申請者に交付するものとする。

(奨励金の交付期間)

第7条 工場設置奨励金を交付する期間は、指定を受けた工場が新たに事業を開始したのち最初に固定資産税が賦課される年度から起算して5年以内とし、雇用促進奨励金の交付は工場設置奨励金交付期間内において1事業者1回限りとする。

(奨励金の交付時期)

第8条 第3条に規定する奨励金は、当該工場に係る当該年度の市税の完納後に交付する。

2 前項の市税を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の奨励金は、交付しない。

(奨励措置の交付申請)

第9条 第3条に規定する奨励措置の交付申請は次のとおり関係書類を添えて市長に提出する。

(1) 工場設置奨励金の交付を受けようとする事業者は、工場設置奨励金交付申請書(様式第3号)を、各年度の固定資産税の最終納期限の日から1ヵ月後の日まで

(2) 雇用促進奨励金の交付を受けようとする事業者は、雇用促進奨励金交付申請書(様式第3号の2)を、事業を開始したのち固定資産税を納付することとなった年度の9月末まで

(3) 施設整備を受けようとする事業者は、施設的便宜供与申請書(様式第4号)を、各年度の固定資産税の最終の納期限の日から1ヵ月後の日まで

(奨励金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による奨励金交付申請書を受理したときは、奨励金

交付額を決定し、奨励金交付決定通知書（様式第5号）を交付する。

（変更等の届出）

第11条 第6条の規定による工場指定書の交付を受けた者が第1号に該当するときは指定申請書記載事項変更届（様式第6号）を、第2号に該当するときは事業休止（廃止）届（様式第7号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

- （1） 第5条に定める申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- （2） 事業を休止し、又は廃止したとき。

（指定の取消し又は奨励金の返納）

第12条 市長は、奨励措置を受けている者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- （1） 前条に違反したとき。
- （2） 事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止若しくは廃止の状況にあると認められるとき。
- （3） 事業の縮小により第4条の基準に適合しなくなったとき、又は不相当と認められるとき。
- （4） 虚偽の申請、その他不正の行為によって指定を受け、又は奨励金の交付を受けたとき。

2 市長は、指定を受けた者に対して、前項の規定によりその指定を取消すときは、指定取消通知書（様式第8号）を交付し、奨励金の全部又は一部の返納を命ずるときは、奨励金返納命令書（様式第9号）を交付する。

（立入調査等）

第13条 市長は、工場の指定又は奨励金の交付について必要があると認めるときは、当該工場の協力により立入調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の渋川市工場設置奨励条例施行規則（昭和59年渋川市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年 1 月 1 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名

印

指定申請書

渋川市工場設置奨励条例第 4 条に規定する指定を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

記

- 1 定款の写し又はそれに代わるもの
- 2 不動産登記事項証明書
- 3 売買契約書の写し
- 4 投下固定資産の総額
(固定資産課税台帳に登録されている価格)
- 5 常時雇用する従業者の数又は新規雇用する従業者の数
(労働基準法第 107 条第 1 項の労働者名簿)
- 6 操業開始年月日
- 7 その他

様式第2号(第6条関係)

工場指定書

- 1 工場名及び所在地
- 2 施設整備事業の内容
- 3 その他

渋川市工場設置奨励条例施行規則第6条の規定により指定する。

年 月 日

渋川市長



様式第2号の2(第6条関係)

工場不指定書

- 1 工場名及び所在地
- 2 代表者名
- 3 指定しない理由

澁川市工場設置奨励条例施行規則第6条に基づく奨励措置について、上記の理由により指定しません。

年 月 日

澁川市長



様式第3号(第9条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名



工場設置奨励金交付申請書

渋川市工場設置奨励条例施行規則第3条第1号に規定する工場設置奨励金の交付を受けたいので、同規則第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 公課証明書（償却資産含む）又は課税明細書
- 2 納税証明書（税目、納税額の記載があるもの。）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3号の2(第9条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名



雇用促進奨励金交付申請書

渋川市工場設置奨励条例施行規則第3条第2号に規定する雇用促進奨励金の交付を受けたいので、同規則第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 雇用保険被保険者証の写し
- 2 新規雇用した従業員の住民票の写し又は外国人登録原票の写し
(事業開始の日から6ヵ月を経過した日以後に交付されたものに限る。)
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名



施設の便宜供与申請書

渋川市工場設置奨励条例施行規則第3条第3号に規定する奨励措置を受けたいので、同規則第9条の規定により申請します。

記

便宜供与施設名

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

工場名

所在地

代表者名 様

渋川市長



奨励金交付決定通知書

渋川市工場設置奨励条例施行規則第3条第1項に規定する奨励金は、同規則第10条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨励金交付決定額

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名

印

指定申請書記載事項変更届

年 月 日付で指定申請書を提出しましたが、記載事項を下記のとおり変更したので、渋川市工場設置奨励条例施行規則第11条の規定によりお届けします。

記

- 1 変更箇所
- 2 変更事由

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

渋川市長 様

所在地

工場名

代表者名



事業休止(廃止)届

年 月 日付をもって、渋川市工場設置奨励条例の指定を受けた工場の事業を下記のとおり休止(廃止)したので、同条例施行規則第11条の規定によりお届けします。

記

- 1 休止(廃止)年月日
- 2 休止(廃止)の理由

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

工場名

所在地

代表者名 様

渋川市長



指定取消通知書

年 月 日付で渋川市工場設置奨励条例施行規則
第6条の規定によりなされた工場の指定は、同規則第12条の規定に
よりその指定を取り消したので通知する。

記

事由

様式第9号(第12条関係)

年 月 日

工場名

所在地

代表者名 様

渋川市長



奨励金返納命令書

渋川市工場設置奨励条例施行規則第3条による奨励金は、第12条の規定に基づき、下記金額を 年 月 日までに返納するよう通知する。

記

1 返納金額

2 返納事由